

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための  
ワーキンググループ（第5回、2月4日）におけるヒアリング

## 障害者総合支援法3年後見直しに当たっての意見

2015年1月28日

きょうされん 理事長 西村 直

標記の件について、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループにおけるヒアリングに当たり、批准された障害者権利条約を履行する観点から当会としての意見を以下の通り述べる。

### 意見① 全体を通じて

- 障害者総合支援法の3年後見直しは、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（平成23（2011）年8月30日）（以下、骨格提言）」及び「障害者自立支援法意見訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書（平成22年1月7日）（以下、基本合意）」を具体化する観点で行なう必要がある。

### 意見② 常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方について

- パーソナルアシスタンス制度の創設に道を開く必要がある。  
（参照） 骨格提言Ⅰ-4「支援（サービス）体系」、A「全国共通の仕組みで提供される支援」、5「個別生活支援」など

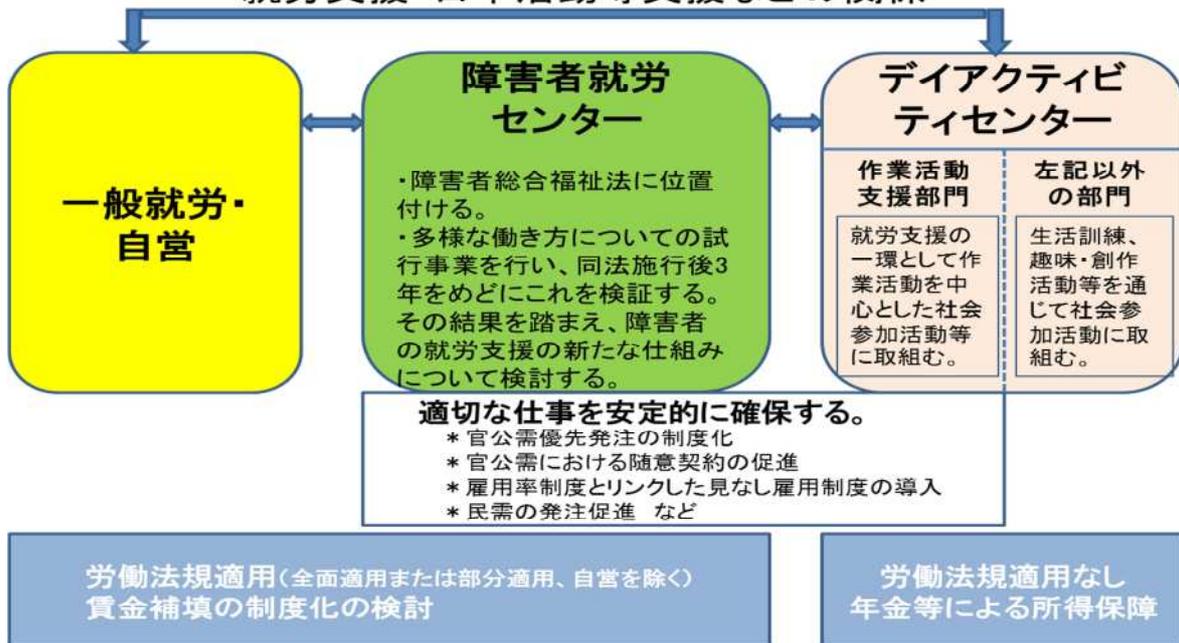
### 意見③ 障害者等の移動の支援の在り方について

- 地域生活支援事業に位置づく移動支援を個別給付とする必要がある。
- 既に個別給付に位置づくものについても、通勤及び通学のために利用できるようにする必要がある。  
（参照） 骨格提言Ⅰ-4「支援（サービス）体系」、A「全国共通の仕組みで提供される支援」、5「個別生活支援」  
骨格提言Ⅲ-3「労働と雇用」、2「障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項」など

### 意見④ 障害者の就労の支援の在り方について

- 就労支援のための事業体系の見直しに向け、骨格提言が示す試行事業の実施や賃金補填と所得保障制度の在り方の検討等に着手する必要がある。その際、障害のある人の就労の実態に関する総合的で正確な調査を実施する必要がある。  
（参照） 骨格提言Ⅰ-4「支援（サービス）体系」、A「全国共通の仕組みで提供される支援」、1「就労支援」、2「日中活動支援」  
骨格提言Ⅲ-3「労働と雇用」、2「障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項」など

## 障害者総合福祉法における 就労支援・日中活動等支援などの関係



\* 労働法を適用することが適切ではない人が働く場を失わないよう、十分に配慮すること。

- 当面は現行の事業体系において以下の点を早急に見直す必要がある。
  - ・ 就労継続支援A型事業における短時間減算を見直し、障害特性や本人の希望、合理的配慮を提供した結果等の理由で短時間の利用にとどまった場合は、減算の対象としないよう適切な措置を講じる必要がある。
  - ・ 就労継続支援事業B型の利用を希望する場合には、本人の意思を尊重する観点から、就労移行支援事業の利用や一般就労の経験の有無に関わらず、これを可能にする必要がある。
  - ・ 地域活動支援センターを個別給付事業に位置づけるとともに、残された小規模作業所の法内事業化を促進する必要がある。

### 意見⑤ その他の障害福祉サービスの在り方について

- 障害に伴う必要な支援は原則無償とする必要がある。
- 利用者負担算定のための収入認定の対象から配偶者を除外する必要がある。  
(参照) 骨格提言 I-7 「利用者負担」  
基本合意三「新法制定に当たっての論点」など
- 支援の質及び支援者の処遇向上の観点から、常勤換算方式は廃止する必要がある。
- 安定的な支援を行う観点から報酬の日払い方式を見直すとともに、基本報酬を抜本的に引き上げる必要がある。  
(参照) 骨格提言 I-10 「報酬と人材確保」など

### 意見⑥ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 支援者を含む本人及び市町村による協議調整にもとづく支給決定の仕組みを新たに導入する必要がある。  
(参照) 骨格提言 I-3 「選択と決定(支給決定)」  
基本合意三「新法制定に当たっての論点」など

#### 意見⑦ 障害者の意思決定支援の在り方について

- 意思決定支援は障害者の生活の全分野に関わる重要な事項であることを踏まえ、総合支援法にもとづく支援を受けるためのプロセスの全体において、障害のある人の意思が尊重され、必要な支援を受けた上で意思決定が行なわれるよう、実質的な措置を講じる必要がある。

(参照) 骨格提言Ⅰ-1「法の理念・目的・範囲」  
骨格提言Ⅰ-8「相談支援」など

#### 意見⑧ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について

- 成年後見制度の利用を通じて障害福祉サービスにアクセスするに当たっては、本人の意思が尊重され、必要な支援を受けた上で利用にいたるよう、実質的な措置を講じる必要がある。

(参照) 骨格提言Ⅰ-3「選択と決定」  
骨格提言Ⅰ-8「相談支援」  
骨格提言Ⅲ-4「その他、民事法との関連」など

#### 意見⑨ 精神障害者に対する支援の在り方について

- 自立支援医療に係る利用者負担について、障害福祉サービスにおける軽減措置と同等の措置を講じる必要がある。

(参照) 骨格提言Ⅰ-7「利用者負担」  
基本合意四「利用者負担における当面の措置」など

- 精神障害のある人の社会的入院を解消する観点から、地域移行の促進を法に明記し、そのための社会基盤整備のための計画を、予算配分措置を伴う政策として作成する必要がある。

(参照) 骨格提言Ⅰ-5「地域移行」  
骨格提言Ⅰ-6「地域生活の資源整備」など

#### 意見⑩ 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 介護保険優先原則を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入を図る必要がある。

(参照) 骨格提言Ⅰ-1「法の理念・目的・範囲」  
基本合意三「新法制定に当たっての論点」など

<問い合わせ先>

きょうされん

事務局長 多田 薫

Tel : 03-5937-2444

Fax : 03-5937-4888

Email : zenkoku@kyosaren.or.jp